

議案第36号

上越市下水道条例の一部改正について

上越市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「使用料」を「基本使用料」に、「1月分と」を「公共下水道の使用日数に応じて日割計算」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、改正後の第22条第2項の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。